

資料3-3

産業廃棄物税制度に関するアンケート結果

アンケートについて

- ・ 納税義務者である排出事業者の皆様から、滋賀県の産業廃棄物税制に係るご意見を伺うため、アンケート調査を実施した。(時期等:令和5年2月に郵送にて実施 対象:237者 回答171者 回収率:72.2%)
- ・ 基本的には、経年比較を可能とする観点から、前回と同様の内容としているが、クリーンセンター滋賀の受け入れ終了に伴う影響に係る設問を1問追加(問5)。

アンケートの構成

I 産業廃棄物の排出および処理について	(10問)
II 滋賀県の産業廃棄物税制について	(4問)
III 再生施設について	(4問)
IV その他の意見	(自由記述)

I 産業廃棄物の排出および処理について

問1 事業の業種は何ですか。

ア 建設業	113	66.5%
イ 製造業	43	25.3%
ウ 処理業	10	5.9%
エ その他	4	2.4%

問2 排出する産業廃棄物のうち、主なものは何ですか。

ア 燃え殻	0	0.0%
イ 汚泥	6	3.6%
ウ 廃油	3	1.8%
エ 廃酸	2	1.2%
オ 廃アルカリ	4	2.4%
カ 廃プラスチック類	32	19.3%
キ 紙くず	1	0.6%
ク 木くず	10	6.0%
ケ 繊維くず	0	0.0%
コ 動植物性残さ	1	0.6%

サ 動物系固形不要物	0	0.0%
シ ゴムくず	0	0.0%
ス 金属くず	5	3.0%
セ ガラス陶磁器くず	12	7.2%
ソ 鋳さい	3	1.8%
タ がれき類	85	51.2%
チ 動物のふん尿	0	0.0%
ツ 動物の死体	0	0.0%
テ ばいじん	2	1.2%

※ 各設問の選択肢右側の数字は、回答件数および割合。(各設問において未回答の場合は計上していないため、回答件数の合計が回答者数(171者)と一致しない場合がある。)

I 産業廃棄物の排出および処理について

問3 排出された産業廃棄物は滋賀県内外のどちらで処理されていますか。

ア 滋賀県内 → 問5へ	107	63.7%
イ 滋賀県外(都道府県名を記入してください) → 問4へ	7	4.2%
ウ 滋賀県内と県外の両方(滋賀県内・県外の割合と都道府県名を記入してください。) → 問4および問5へ	54	32.1%

(県外処分地) 近畿府県、三重県、愛知県 等

問4 問3でイまたはウとお答えいただいた方にお伺いします。滋賀県外で処理されるのはなぜですか。

ア 滋賀県内に適切な処理施設がないため	22	36.1%
イ 処理費用が安いため	13	21.3%
ウ 産業廃棄物税がないため	3	4.9%
エ その他	23	37.7%

(その他の内容) 排出場所との距離、将来の処分場確保のためのリスクヘッジ 等

問5 問3でアまたはウとお答えいただいた方にお伺いします。県内唯一の産業廃棄物の管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀(滋賀県甲賀市)が令和5年10月下旬をもって産業廃棄物の受入を終了します。これに伴い、問3でお答えいただいた処理先をどうされるかお伺いします。

ア 変更なし	115	72.3%
イ 滋賀県内	21	13.2%
ウ 滋賀県外(都道府県名を記入してください)	13	8.2%
エ 滋賀県内と県外の両方	10	6.3%

(内数)	問3でアと回答	問3でウと回答
	76 72.4%	37 72.5%
	20 19.0%	0 0.0%
	5 4.8%	8 15.7%
	4 3.8%	6 11.8%

割合は内数それぞれの回答中における割合



アンケートの結果および過去の納付実績を基に、クリーンセンター滋賀の受入終了に伴う影響額を推計したところ、最大で約500~600万円の減収が見込まれる。

I 産業廃棄物の排出および処理について

問6 ここ5年程度の産業廃棄物の排出量はどのような状況ですか。

ア 増える傾向にある → 問7へ	26	15.8%
イ ほとんどかわらない → 問8へ	99	60.0%
ウ 減る傾向にある → 問9へ	40	24.2%

問7 問6でアとお答えいただいた方にお伺いします。排出量が増加しているのはなぜですか。

ア 事業活動が好調だから、新規事業を開始したから、事業規模を拡大したから	13	40.6%
イ 発生抑制などの対策を講じていない、または、排出抑制などの対策がうまくいっていないから	2	6.3%
ウ 設備・施設の取り壊しなどにより、一時的に排出量が増えたから	9	28.1%
エ 事業の性格上、排出量をこれ以上減らすことは困難だから	3	9.4%
オ その他（回答の一例：受注の状況次第で増減）	5	15.6%

問8 問6でイとお答えいただいた方にお伺いします。排出量がほとんどかわらないのはなぜですか。

ア 特に発生抑制などの対策を講じていないから	7	7.4%
イ 発生抑制などの対策を講じているが、それ以上に排出量が増加しているから → 問10へ	26	27.4%
ウ 事業の性格上、排出量をこれ以上減らすことは困難だから	42	44.2%
エ その他（回答の一例：受注工事内容によって変わる）	20	21.1%

問9 問6でウとお答えいただいた方にお伺いします。排出量が減少しているのはなぜですか。

ア 発生抑制などの対策を講じているから → 問10へ	13	32.5%
イ 事業量の減少や、事業の一部を停止したから	20	50.0%
ウ その他(回答の一例：建設現場の数に主に左右される)	7	17.5%

問10 問8でイ、または、問9でアとお答えいただいた方にお伺いします。発生抑制などの対策を講じることにした理由は何ですか。あてはまる記号をすべて記入してください。（複数回答可）

ア 社会的に環境への関心が高まっているから	28	29.2%
イ 廃棄物を減らすことが企業方針だから	32	33.3%
ウ 廃棄物を減らすことが業界などで決められたから	8	8.3%
エ 滋賀県が導入している産業廃棄物税の負担を少なくしたいから	4	4.2%
オ 産業廃棄物の処分費用の負担を抑えたいから	22	22.9%
カ その他(回答の一例：持続可能な社会を目指す上で必要)	2	2.1%

II 滋賀県の産業廃棄物税制について

問11 現在の産業廃棄物税制について感じておられる項目に、最も近いものを1つ選んでください。

ア 産業廃棄物の発生抑制や再資源化等に一定の効果があるので、今後も現状のまま継続していくべきである。	91	53.8%
イ 税の創設から約20年目となり、創設当時の目的はほぼ達成できたので税制度を廃止すべきである。	46	27.2%
ウ 現行の税制度は、免税点もあり公平な制度とはいえないので、もっと公平な制度にしたうえで継続すべきである。	14	8.3%
エ その他	18	10.7%

(その他の内容) 台帳作成や書類作成をシステム化して欲しい / 種類別の量を出すのが面倒 等

問13 問12でお答えいただいた理由をお聞かせください。

ア より公平な税制度となるから	14	8.6%
イ 申告や課税免除の手続きが簡素化されるから	45	27.8%
ウ 再生施設認定を毎年申請していたが、その必要がなくなるから	1	0.6%
エ 排出事業者が申告納付するのが、合理的だから	16	9.9%
オ 特別徴収方式となり免税点がなくなると、税金分の負担が増えるから	11	6.8%
カ 現行の申告納付制度で特に問題ないと思われるから	55	34.0%
キ その他	20	12.3%

(その他の回答の一例) 課税免除の手続きは手間だが、産廃発生量削減の意識を継続して維持することが出来る / どちらも一長一短があるのでわからない

問14 産業廃棄物税が、「資源循環型の社会づくり」という創設当時の目的を果たして、この税を廃止した場合、産業廃棄物の状況はどのようになるとおられますか。

ア 発生抑制などの意識が薄れ、排出量が増加すると思う。	53	31.5%
イ 今と、あまり変わらないと思う。	76	45.2%
ウ すでに排出抑制意識が根づいており、排出量は減少していくと思う。	39	23.2%

問12 滋賀県では申告納付方式(*1)を採用していますが、産業廃棄物に関する税を導入している他府県の多くは特別徴収(*2)で税を納めていただく方式を採用しています。滋賀県も特別徴収の方式に変更した方が良いと思われませんか。

ア 変更した方がよい	54	31.8%
イ 変更する必要はない	53	31.2%
ウ わからない	60	35.3%
エ その他	3	1.8%

(その他の回答の一例) 簡素化になるのなら変更した方がよい。

(内数)	問12でアと回答	問12 イと回答	問12でウと回答
	10 18.5%	3 5.7%	1 1.9%
	40 74.1%	1 1.9%	3 5.8%
	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%
	1 1.9%	11 20.8%	3 5.8%
	0 0.0%	8 15.1%	3 5.8%
	0 0.0%	29 54.7%	26 50.0%
	2 3.7%	1 1.9%	16 30.8%

割合は内数それぞれの回答中における割合

Ⅲ 再生施設について

問15 滋賀県内の中間処理施設または最終処分場のうち、一定の要件を満たす「再生施設」(毎年度知事が認定して県のホームページで公表しています。)に産業廃棄物を搬入された場合、産業廃棄物税を課税免除していますが、この「再生施設」をご存じでしたか。

ア 知っていたし、搬入したことがある → 問17へ	122	73.1%
イ 知っていたが、搬入したことはない → 問18へ	13	7.8%
ウ 知らなかった 問16へ	32	19.2%

→ 問16 問15でウとお答えいただいた方にお伺いします。「再生施設」については、滋賀県ホームページの税政課「再生施設について」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/11275.html>)で名簿を掲載していますが、今後これらの「再生施設」へ搬入しようと思われませんか。

ア 今後は搬入を検討したい → 問17へ	26	72.2%
イ 今後も搬入するつもりはない → 問18へ	10	27.8%

→ 問17 問15でア、または、問16でアとお答えいただいた方にお伺いします。「再生施設」に搬入された(搬入を検討したい)のはなぜですか。あてはまる記号をすべて記入してください。(複数回答可)

ア 産業廃棄物税が課税免除になるから	68	23.0%
イ 産業廃棄物が再資源化、再利用されることになるから	102	34.5%
ウ 業界や本社から搬入先を指定されているから	13	4.4%
エ 従来からその施設を利用しているから	76	25.7%
オ 処理料金や所在地などの搬入条件がいいから	31	10.5%
カ その他 (回答の一例:自社処分場だから)	6	2.0%

→ 問18 問15でイ、または、問16でイとお答えいただいた方にお伺いします。「再生施設」に搬入したことがない(するつもりはない)のはなぜですか。あてはまる記号をすべて記入してください。(複数回答可)

ア 業界や本社から搬入先を指定されているから(自社の施設を含む)	5	16.7%
イ 従来からそれ以外の施設を利用しているから	15	50.0%
ウ 処理料金や所在地などの搬入条件が合わないから	6	20.0%
エ 再生施設へ搬入しても事務負担が大きく、課税免除のメリットが少ないから	0	0.0%
オ その他 (回答の一例:搬入する機会がないため)	4	13.3%

IV その他の意見

【評価について】

- ・産廃排出抑制意識は全国的に定着して来たと感じるが、本税制度を継続することによる排出抑止の意識を継続して持つことは重要と考える。また、税収の利用先も有効に使用されているので必要な制度と考えている。
- ・問14のアの考えはないと考える。民間、個人のほうからすれば処分費(運搬費含む)が高い。空き家、竹やぶの放置問題はそこから解決しないのでは。

【課税方式および税率について】

- ・産廃税は廃止するか、少なくとも特別徴収方式にしてもらいたい。申告方式は、排出事業者としては手間がかかるのと同時に、年度末まで産廃税が課税されるか否かが確定せず、会計処理上も大変迷惑している。
- ・毎年排出量を算定しなければならないのが面倒。できれば、奈良県や京都府のようなやり方が良い。
- ・産廃税の導入に関しては、再生施設利用で非課税となる為の取組で環境に配慮して良い手続きだと思うが、その一方で、働き方(特に建設業)の意見としては、県外と同じように特別徴収にさせていただき手続きの簡素化をお願いしたい。但し、特別徴収についても見直す必要がある。再生施設業者の課税の免税を行うなど、税負担を極力抑制する仕組みを構築して欲しい。
- ・制度等の変更に伴い事務処理の負担が多くなる事を避けてもらいたい。もっとわかりやすく誰でも出来るものをお願いしたい。
- ・産業廃棄物の税率が1トンにつき1000円だが、1/2~1/10に下がると助かる。燃料や処分費の価格高騰でコストが上がったので税率の見直しをしていただきたい。
- ・再生施設への搬入で免税になる一方で他県より量の規制が厳しく業種によっては不公平となっている。処理方法によって課税重量を設定してはどうか。

【申告手続等について】

- ・申請書を作成するのに、時間と人手をとられる。
- ・電子マニフェストデータを用いることにより、自動で算出されるなどという仕組みがあれば、マニフェストの電子化も進み、紙書類が削減され、良くなるのでは。
- ・電子マニフェストを普及させているのに紙ベースで集計しなければ申請できないのはアナログ。
- ・捺印した書類を大津まで持参しているが、できれば、電子申請での提出を考慮して欲しい。
- ・電子マニフェストシステムより自動計算できるようなRPA、AI化システムの導入を望む。年度当初に帳簿等の記入が数十枚に渡り、大変な負担。
- ・産業廃棄物税の申請書および課税免除申請書についての講習があれば良いと思う。

【その他】

- ・トータルコストで事業者は考えている。運搬、税金がかかっても処分費でペイできれば対岸でも三重でも運ぶ。普通は近くに運ぶ。税金がかかるから遠方まで運んでいたら仕事が進まない。
- ・条例などくわしく解説するセミナーなどあれば参加したい。
- ・公共工事で産廃税の支払が必要とされる場合は工事の必要経費として設計の中に入れていただきたい。
- ・太陽光パネルの処分がいづれ問題になると思うが、処理にかかる費用負担を消費者にさせるのか。また処理施設等の対策はできているのか。森林破壊や土壌汚染をしてなお、太陽光発電に固執する理由が理解できない。
- ・本事業所では、近年本税のことを知った。中小企業では認識していないところがほとんどではないか。